

教員養成関係法の改正と教職課程カリキュラム

田子 健*

はじめに

教員養成制度改革が実施の段階に入っている。2019年予定の新教職課程に向けた準備も各大学それぞれの状況に応じて着手されているが、教職課程の本格的な再課程認定は2000年に開始された教職課程カリキュラム以来であるため、憶測も含めてさまざまな見方が出ている。ここでは、教職課程カリキュラムの今後の在り方について、関係法の改正の内容を概観しながら考察をしてみたい。なお、教育職員免許法施行規則の公布は本年3月を予定しているため、本稿はこれに触れることができない。続稿の課題である。

1. 法改正の特徴

2015年末の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について一学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて―」（2015年12月21日）を経て、2016年11月「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」が公布された。一見したところでは、これが教職課程カリキュラムの改正とは気づかれぬかも知れないが、今次の教員養成制度改革は、実はこの法律のくくりで明らかのように教員制度改革の一環にあり、大学の自己完結型ともいえる旧来の教職課程がここで大きく変化することを示唆している。

まず改正法律の全体を概観しておきたい。改正法律は教育公務員特例法、教育職員免許法以下8の法律¹⁾を一括改正するもので、大要次のような制度改革を目指すものである（末尾収録「教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要」参照）。

法改正の趣旨

大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。

(1) 教育公務員特例法の一部改正

- ① 校長及び教員の資質向上に関する指標の全国的整備
- ② 十年経験者研修の見直し

(2) 教育職員免許法の一部改正

(3) 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

(4) 施行期日

平成29年4月1日（(2)については平成31年4月1日（一部交付日又は平成30年4月1日、(3)の一部平成30年4月1日又は平成31年4月1日）

* 東京薬科大学 生命科学部 教職課程研究室

法改正の趣旨は、近年大都市圏のみならず地方中核都市圏においても顕著となった、特に小学校を中心とした教員の大量採用による資質向上の課題を正面から打ち出したものであり、必要度の極めて高い課題であることは論を待たない。次に改正の要点を法律ごとに見ておきたい。

2. 教育公務員特例法の一部改正

本法律改正の内容は、校長及び教員の資質向上に関する指標の全国的整備のため、

- (1) 文部科学大臣が指標策定のための指針を策定する。
- (2) 教員等の任命権者は、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、指針をもとに校長及び教員の職責、経験及び適正に応じて、その資質の向上を図るための必要な指標を定める。
- (3) 教員等の任命権者は、(2)を踏まえた教員研修計画を定める。

この具体的な流れは、末尾「概要」の新たなスキーム（イメージ）が分かりやすい。

同法改正は、第21条から第23条の教員研修関連条文の箇所に枝番号を附して行う極めて順当な方法をとっており、同法による行政の実施に責任を持つ教育委員会に対する配慮もうかがわれる。

第22条は研修の基本条文であるが、新たに4項を加えている。

- ・第22条の二 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針
- ・第22条の三 校長及び教員としての資質の向上に関する指標
- ・第22条の四 教員研修計画
- ・第22条の五 協議会

第22条の二において、指針の策定を文部科学大臣の義務とし、①資質向上のための基本的事項、②指標の内容に関する事項、③その他配慮すべき事項、の3点を指針の要素としている。同三では、任命権者に対する指標策定を求めており、このための協議会を設置することとしている。この場合、独立行政法人教職員支援機構は専門的助言を行うものとしている。同四では、指標に基づく教員研修計画の策定を求めており、対象として初任者研修、任命権者実施研修（従来の十年経験者研修を法律上必須の研修としていたものを中堅教諭等資質向上研修と改称して任命権者の計画による研修に位置づけ、その他任命権者による研修をいう）をあげている。同研修の体系、実施時期、方法及び施設、研修奨励の方途その他を定めることとしている。同五では協議会を規定し、指標を策定する任命権者及び「公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関係する大学として文部科学省令で定める者」を構成員としている。

教員研修に対する任命権者である都道府県・政令市教育委員会の権限と主体性を高め、教員研修に対する大学の協力を一層求める改正である。この場合、文部科学省令で定めるところの大学とはどのようなカテゴリのものか、関心が高いと思われる。答申等で「教育育成指標」「教員育成協議会」との名称が登場していたが、法令上の名称としては特段の指定はないため、今後これが用語として定着するものかも推移を見守る必要がある。

なお、中堅教諭等資質向上研修は、同法第24条のこれまで十年経験者研修を改正して設けるものであるが、法定（実施に関し政令で定める）研修としていない。これは教員免許更新制との連関から、従来課題とされていた事項に対する必要な整理であり、単に十年経験者研修を廃止したもの

ではない改正は意味のあるものといえる。

一点、課題を加えれば、引き続き教育公務員特例法で研修を規定し、その対象を公立学校教諭等に限定しており、公立セクターでいえば臨時任用の講師等、また私立学校教員全体は対象としていないことである。勿論、私立学校教員の研修を直接に法で定めることはできないが、これらの者の資質向上に関する何らかの法的規定が考えられないのか、ということである。

3. 教育職員免許法の一部改正

教育職員免許法の改正は、大学関係者からもっとも関心の注がれているものである。ただその方法が再課程認定を得るためだけであれば、今次の改革の焦点を外してしまうといわざるを得ない。同法改正の主要な点は次の通りである。

普通免許状の授与における大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し、外国語の小学校特別免許状を創設する。

科目区分の統合は、前稿²⁾において答申前に指摘しておいたが、このことについてあまり関心が高いとも思われない状態が続いたなか、法律改正となって事実としての理解は深くなってきた。しかし、このことを大学として自らの具体的なカリキュラムとしようとする場合、その方法はまだ模索のなかにある。

同法一部改正の内容は、外国語に関する部分のほかは「教科及び教職に関する科目」に全体を統合したことによる、この科目区分の統合による所要単位数の改正であり、ここでその詳細を記すことは煩雑の恐れもあり、改正法律によることとしたい。カリキュラムの具体については教育職員免許法施行規則が公布されるのを待って、その詳細の検討を行いたい。本稿では、これに関わって急速に検討の進んでいるコアカリキュラムについて、後に触れることとする。

4. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

改正の要点は「概要」によると以下の通りである。

業務に、教職員その他の学校教育関係職員に必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及、任命権者が指標を定めようとする際の助言並びに教員免許更新講習の認定、教員資格試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する（文部科学省からの業務移管）とともに、その名称を「独立行政法人教職員支援機構」に改める。

これまでいわゆる教員の中央研修の機関として役割を果たしてきた教員研修センターに、教員研修に関する調査研究、任命権者に対する指導助言を新設し、教員免許更新講習の認定ほかの業務を文部科学省から移管する。教員研修に対して都道府県教育委員会の主体性を高め、これを支える全国レベルの教員研修の機構の創設は、上手く機能していくことができれば、双方相俟って相当程度教員研修の充実に寄与することとなる。今次の教員制度改革の眼目はここにあるのではないかと。それだけに今後の具体化に注目したい。

5. コアカリキュラムの検討

答申において、それほどには目立たなかったように感じられたコアカリキュラムについて、その後検討が進んでいる。6月までには最終的に公表されることとなっており、2017年度末に必要な再課程認定との関係が、大学にとって重要な課題となる。

「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」は、平成28年8月2日初等中等教育局長決定として設置がなされ、その際「検討会の目的」として次のように定めている。

「中央教育審議会答申（略）において、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することで、教員養成の全国的な水準の確保を行っていくことが必要であることが提言されたことを踏まえ、教職課程で共通的に身につけるべき最低限の学修内容について検討することを目的とする」³⁾。検討事項は「教職課程カリキュラムの在り方について」となっている。

最近の教員養成部会に提出された資料によれば（P23-P24頁所収）、現在までの会議は3回開催されている。第3回会議では、ワーキンググループの設置が決定され、第一、第二のWGにおいて図1に一覧に示される検討項目をあげている。ここでいう教職課程コアカリキュラムは、これまでの「教職に関する科目」を対象としており、その範囲は小学校を例として示された図2の通りである。図2の範囲の科目について、「全国の教職課程で共通的に修得する教育内容」つまり教職課程コアカリキュラムの範囲として定めた内容と大学それぞれで考案する「大学の自主性や独自性を発揮する教育内容」「地域や採用者のニーズに対応した教育内容」との組み合わせで一つの科目を成立させる構想である。

例えば2単位の科目は90分授業で試験を入れなければ通例15回で行われているが、これについて、コアカリキュラムと大学独自の内容との割合はどの程度かはコアカリキュラムが提示されていないので、現段階では未知数である。図1に示される〈イメージ〉からは相当程度汎用性が高い内容が示されると思われるが、3月ないし4月には案の提示があり、その後パブリックコメントを求める予定となっているようであり、これが進まなければ、各大学での再課程認定に向けた教職課程カリキュラムの準備も進まないことから、順調な準備が期待される。その際、全体としての「底上げ」効果が発揮されるよう、大学側との意思疎通が肝要と思われる。

図 1
教職課程コアカリキュラムの検討について
資料3

教職課程で共通的に身に付けるべき最低限の学修内容（コア）について検討

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会（方針検討全体調整）

委員

◎横須賀 薫(十文字学園女子大学長)

- ・牛渡 淳(仙台白百合女子大学長)
- ・高岡 信也(教員研修センター理事長)
- ・出口 利定(東京学芸大学長)
- ・渡邊 直美(川崎市教育長)

オブザーバー

- ・小原 芳明(玉川大学長)

○渋谷 治美(放送大学特任教授)

- ・坂越 正樹(広島大学大学院教育学研究科教授)
- ・杉野 剛(国立教育政策研究所所長)
- ・高野 敬三(明海大学副学長)
- ・見上 一幸(宮城教育大学長)

・無藤 隆(白梅学園大学子ども学研究科長)

<検討の経過>

第1回会議(平成28年8月19日)

1. 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の運営について
2. 先行事例のヒアリングについて
3. 教職課程で最低限修得すべき資質能力について

第2回会議(平成28年9月7日)

1. 先行事例のヒアリング
2. 教職課程コアカリキュラムの検討の在り方について

第3回会議(平成28年12月12日)

1. 教職課程の目標設定に関するワーキンググループの設置について
2. 教職課程コアカリキュラムの検討の在り方について
3. 教職課程コアカリキュラムの活用方策について

平成29年6月頃とりまとめ予定

第一WG

<検討項目>

- ▶ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
- ▶ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)
- ▶ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)
- ▶ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
- ▶ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
- ▶ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)
- ▶ 各教科の指導法(学校種共通部分)

第二WG

<検討項目>

- ▶ 道徳の理論及び指導法
- ▶ 総合的な学習の時間の指導法
- ▶ 特別活動の指導法
- ▶ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)
- ▶ 幼児理解・生徒指導の理論及び方法
- ▶ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)
- ▶ 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)
- ▶ 教育実習(学校インターン)、教職実践演習

<これまでの主な議論・意見>

1. コアカリキュラムとして定める内容について
 - ・コアカリキュラムとして定める内容は、中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」で示された職課程の見直しのイメージに掲げられた各事項について、全国の国公私立大学で共通的に習得すべき内容とする。
 - ・各大学においては、コアカリキュラムの内容に加えて、その自主性や独自性を発揮した教育内容や、地域や採用者のニーズに対応した教育内容を取り扱うことが求められる。
2. コアカリキュラムを定める範囲や対象について
 - ・コアカリキュラムは、まずは、学校種間の共通性の高い現在の「教職に関する科目」について定める。
 - ・コアカリキュラムは学校種・職種毎に策定せず、全学校種共通の内容について策定することとし、特定の学校種や職種のみに関係する内容については注記を加える。
 - ・コアカリキュラムは、一種免許状を取得するために求められる内容について定める。
3. コアカリキュラムの構成・表現について
 - ・先行分野のコアカリキュラムを踏まえて、全体目標・一般目標・到達目標の構成で作成し、学習者が習得すべき内容や到達すべき水準について「～することができる」という表現で定める。
4. コアカリキュラムの活用方策について(意見)
 - ・コアカリキュラムの内容が各大学のシラバスに反映され、そのシラバスが課程認定を受け、各大学は認定されたシラバスに基づき授業を行い、単位認定を行うことが必要ではないか。
 - ・任命権者が実施する教員採用選考や育成指標についてもコアカリキュラムの内容を前提に検討されることが必要ではないか。

教職課程コアカリキュラムの範囲

大学の自主性や独自性を発揮する教育内容	地域や採用者のニーズに対応した教育内容
全国の教職課程で共通的に修得する教育内容	

大学のスタンダードや採用者の求める教師像等

<イメージ>

全体目標： ～について理解する。

(1)○○の意義と原理

一般目標： ～について理解する。

到達目標： 1) ～について説明できる。
2) ～について説明できる。
3) ～について具体例を挙げられる。

(2)○○の指導法

一般目標： ～を修得する。

到達目標： 1) ～を行うことができる。
2) ～について理解している。

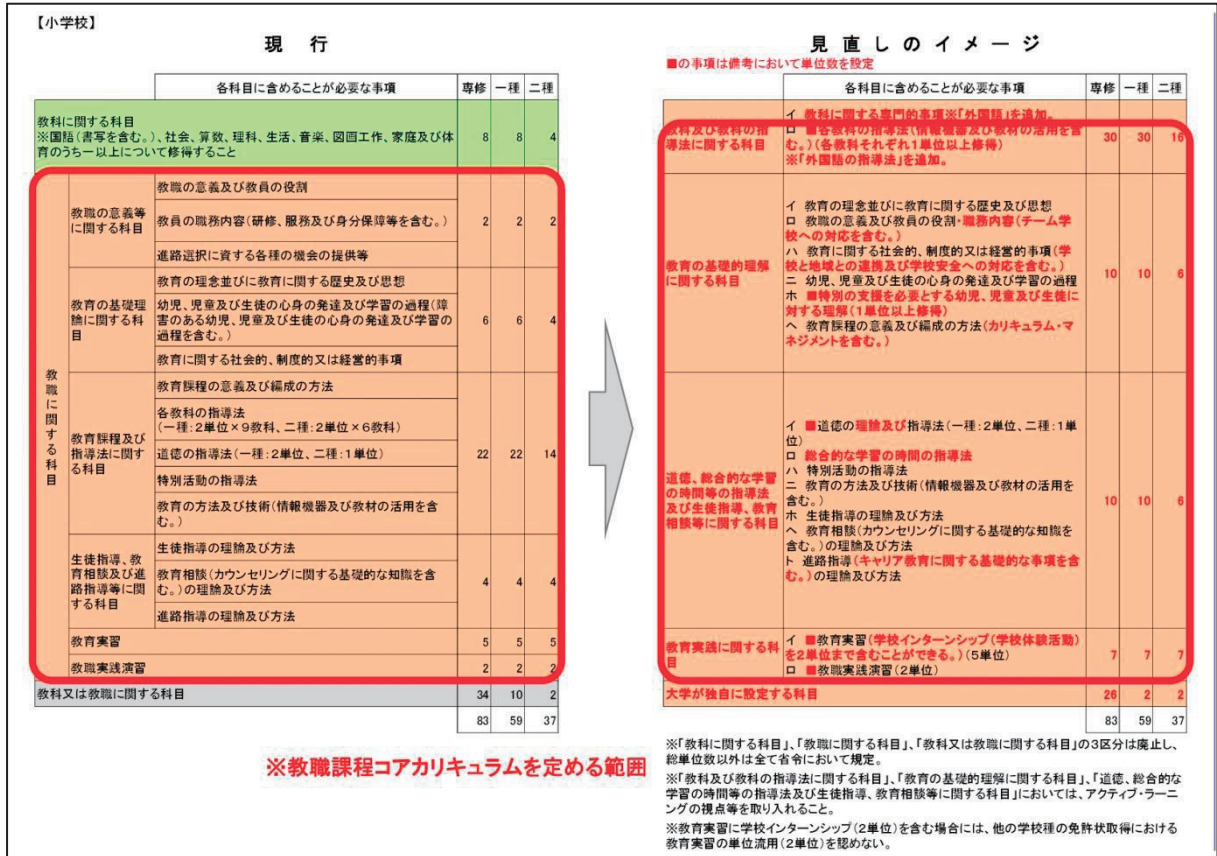


図2 カリキュラム見直しのイメージ及びコアカリキュラムの範囲(小学校を例に)

5. 法改正後の進展状況

2016年11月の改正法成立後、中央教育審議会では教員養成部会を中心にその具体化が進んでいる。2017年2月2日に開催された教員養成部会(第96回)では、平成28年度教職課程認定大学等実地視察報告(案)について、改正教育公務員特例法への対応について、教職課程コアカリキュラムの検討状況について等が議題とされている。当日資料には、「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針(素案)」も公表されている。準備は進んできたと感じられる。

おわりに

2015年末の答申以降、それまで停滞気味であった教員養成制度改革が教員育成制度の創設の一環として動き出した。昨年11月には関係法の改正に結果した。このなかで、2019年度開始の新教職課程の準備が、教員養成を行う大学の大きな課題となっている。本論は法改正の全体を検討し、大学教職課程の視野を広げる改革であることを示そうとした。一方で「社会に開かれた教育課程」を目指す学習指導要領の改訂作業も急ピッチである。教科内容構成科目として教職課程に登場してくる科目が、大学の研究を基盤として新たな教育課程実施のもととなるこれからの教員を育てることが可能となるのか。大きな課題であるが、この点については、本論でも述べたように、カリキュラムの最終的な決定を見る時点で、またコアカリキュラムの内容も見ながら、次稿で検討を進めたい。

注

- 1) 教育公務員特例法、教育職員免許法、独立行政法人教員研修センター法、独立行政法人教職員支援機構法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律。
- 2) 田子 健「2009年以降の教員養成政策の展開と今後の課題」『東京薬科大学紀要』第18号、2015年3月、9－18頁。
- 3) 初等中等教育局長決定「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の設置について」2016年8月2日。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要

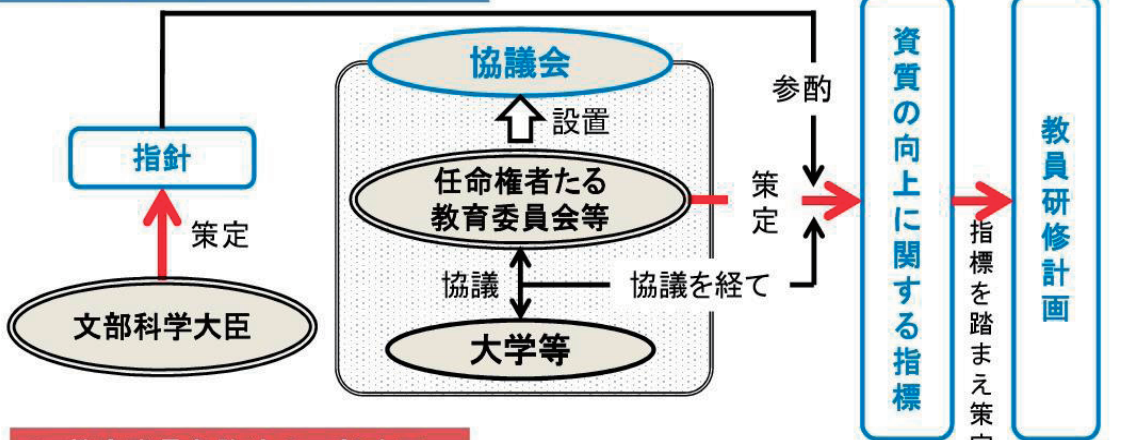
趣旨

大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。

1. 教育公務員特例法の一部改正

- (1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備
- ・**文部科学大臣**は、以下に述べる教員の資質の向上に関する指標を定めるための**必要な指針を策定**する。
 - ・**教員等の任命権者(教育委員会等)**は、**教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定める**とともに、指標を踏まえた**教員研修計画を定める**ものとする。
- (2) 十年経験者研修の見直し
- 十年経験者研修を**中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化**を図るとともに、**中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修**とする。

新たなスキーム(イメージ)



2. 教育職員免許法の一部改正

普通免許状の授与における**大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し、外国語の小学校特別免許状を創設**する。

3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

業務に、教職員その他の学校教育関係職員に**必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及、任命権者が指標を定めようとする際の助言**並びに教員免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する(文部科学省からの業務移管)とともに、その名称を「**独立行政法人教職員支援機構**」に改める。

4. 施行期日 平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日又は平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)